

鳥取県告示第604号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

田尻地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市用瀬町江波字宮ノ腰1188	1号
鳥取市用瀬町江波字家ノ背戸1025	2号
鳥取市用瀬町江波字家ノ背戸1020-1	3号
鳥取市用瀬町江波字水尾ヶ谷1011-1	4号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ726-1	5号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ719	6号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ653-1	7号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ660-1	8号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ658	9号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ667	10号